



## 2. 議決権行使の内容

総会の招集通知を含む本件の関連書類（別紙1-12）は、本ETF-JDRの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に備置されます。

（関連書類の備置場所）

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-232-711

## 3. 行使方法と期限

総会において付議される議案について、受託者に議決権を行使するよう指図を希望する受益者は、別紙1から別紙10までのうち、保有されている受益証券にかかる議決権行使指図書を、同指図書の所定の手続きに従って、受託者宛提出することができます。提出期限は以下のとおりです。

提出期限：平成27年4月3日（受託者指定の送付先 必着）

\*なお、議決権行使指図書の提出は、本日以降、行っていただけます。

指図を行わない受益者については、本ETF-JDRにかかる上場信託受益権信託契約および発行会社契約条項第42条第2項第3号が準用する第41条第10項に基づき、議案についてすべて賛成するものとみなされます。

- 別紙1 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF ユーロ圏大型株 50（ユーロ・ストックス 50）分）
- 別紙2 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 欧州株（MSCI ヨーロッパ）分）
- 別紙3 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU）分）
- 別紙4 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU 小型株）分）
- 別紙5 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 英国大型株 100（FTSE 100）分）
- 別紙6 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF MSCI アジア太平洋株（除く日本）分）
- 別紙7 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF スイス株（MSCI スイス 20/35）分）
- 別紙8 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 英国株（MSCI 英国）分）
- 別紙9 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 米国株（MSCI 米国）分）
- 別紙10 ETF-JDRの議決権行使指図書（UBS ETF 先進国株（MSCI ワールド）分）
- 別紙11 年次投資主総会招集通知（原文）
- 別紙12 年次投資主総会招集通知（参考訳）

以 上

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF ユーロ圏大型株50（ユーロ・ストックス50）の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指図します。

### 記

#### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

#### （ご注意）

1. 指図権は、権利確定日（2015年3月26日）における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。  
また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

（議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所）

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR（外国株）担当 宛

（お問い合わせ）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00）

0120-232-711（通話料無料） 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000（通話料有料）

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 欧州株 (MSCI ヨーロッパ) の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下 (○印で表示) のとおり議決権を行使するよう指図します。

### 記

#### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

#### (ご注意)

1. 指図権は、権利確定日 (2015年3月26日) における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。  
また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

(議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR (外国株) 担当 宛

(お問い合わせ)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00)

0120-232-711 (通話料無料) 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000 (通話料有料)

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指図します。

記

### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

### （ご注意）

1. 指図権は、権利確定日（2015年3月26日）における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

（議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所）

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR（外国株）担当 宛

（お問い合わせ）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00）

0120-232-711（通話料無料） 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000（通話料有料）

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU 小型株)の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下(○印で表示)のとおり議決権を行使するよう指図します。

### 記

#### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

#### (ご注意)

1. 指図権は、権利確定日(2015年3月26日)における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。  
また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

(議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR (外国株) 担当 宛

(お問い合わせ)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00)

0120-232-711(通話料無料) 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000(通話料有料)

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 英国大型株 100 (FTSE 100) の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指図します。

記

### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

(ご注意)

1. 指図権は、権利確定日（2015年3月26日）における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。  
また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

(議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR (外国株) 担当 宛

(お問い合わせ)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00)

0120-232-711 (通話料無料) 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000 (通話料有料)

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF MSCI アジア太平洋株(除く日本)の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下(○印で表示)のとおり議決権を行使するよう指図します。

### 記

#### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

#### (ご注意)

1. 指図権は、権利確定日(2015年3月26日)における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

(議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR(外国株)担当 宛

(お問い合わせ)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

(受付時間: 土・日・祝祭日等を除く平日9:00~17:00)

0120-232-711(通話料無料) 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000(通話料有料)

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF スイス株（MSCI スイス20/35）の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指図します。

### 記

#### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

#### （ご注意）

1. 指図権は、権利確定日（2015年3月26日）における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。  
また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

（議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所）

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR（外国株）担当 宛

（お問い合わせ）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00）

0120-232-711（通話料無料） 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000（通話料有料）

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 英国株 (MSCI 英国)の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下 (○印で表示) のとおり議決権を行使するよう指図します。

記

### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

### (ご注意)

1. 指図権は、権利確定日 (2015年3月26日) における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

(議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR (外国株) 担当 宛

(お問い合わせ)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00)

0120-232-711 (通話料無料) 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000 (通話料有料)

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 米国株 (MSCI 米国)の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下 (○印で表示) のとおり議決権を行使するよう指図します。

記

### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

### (ご注意)

1. 指図権は、権利確定日 (2015年3月26日) における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

(議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR (外国株) 担当 宛

(お問い合わせ)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00)

0120-232-711 (通話料無料) 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000 (通話料有料)

## 議決権行使指図書

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 御中

私は、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項第42条第2項に基づき、UBS ETF 先進国株（MSCI ワールド）の受益者として、2015年4月15日開催のUBS ETF・シキャブの定時投資主総会及びその後同じ目的で開催される会議において付議される同じ議案について、貴社が以下（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指図します。

### 記

#### 【普通議案】

議案	議決権行使指図内容	
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対
第4号議案	賛成	反対
第5 i号議案	賛成	反対
第5 ii号議案	賛成	反対

2015年 月 日

受益者住所 \_\_\_\_\_

受益者氏名 \_\_\_\_\_ 指図する所有口数 \_\_\_\_\_ 口

#### （ご注意）

1. 指図権は、権利確定日（2015年3月26日）における受益者として証券保管振替機構株式会社から通知された受益者のみが有します。
2. この指図書は、2015年4月3日までに下記当受付窓口に直接ご提出、又はご郵送にて到着するようにご提出下さい。なお、指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. 各議案についての賛否が明らかでない場合においては、その議案について「賛成」として取扱われます。  
また、上記期限までに受託者に指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

（議決権行使指図書ご提出・ご郵送先住所）

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 JDR（外国株）担当 宛

（お問い合わせ）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00）

0120-232-711（通話料無料） 左記電話番号がご利用できない場合 03-6701-5000（通話料有料）

## UBS ETF

**Société d'Investissement à Capital Variable (SICAV)**  
**Registered office: 49, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg**  
**R.C.S. Luxembourg: no. B 83626**

### ANNUAL GENERAL MEETING

Notice is hereby given to the shareholders of UBS ETF (the "Company") that the ANNUAL GENERAL MEETING of the shareholders of the Company will be held at the registered office of the Company at 49, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg on **15 April 2015** at 11.30 a.m. with the following agenda:

#### AGENDA

1. Presentation and approval of the Reports of the Board of Directors and of the Independent Auditors;
2. Approval of the Financial Statements for the accounting year ended 31 December 2014;
3. Allocation of the results and approval of the dividend distributions by the Company;
4. Discharge to the Board of Directors in relation to the performance of their duties during the accounting year ended 31 December 2014;
5. Statutory Elections:
  - i Re-election of Mr. Andreas Haberzeth until the annual general meeting of shareholders to be held in 2019;
  - ii Re-appointment of PricewaterhouseCoopers Société Coopérative as Independent Auditor of the Company until the next annual general meeting of shareholders to be held in 2016;
6. Miscellaneous

Copies of the latest version of the Annual Report are available free of charge during normal office hours at the registered office of the Company in Luxembourg or on the Internet website of the Company ([www.ubs.com/etf](http://www.ubs.com/etf)) as of April 1<sup>st</sup>, 2015.

In order to be admitted to the meeting, shareholders must deposit their shares at least five (5) days before the date of the general meeting with State Street Bank Luxembourg S.A.

There will be no requirement as to the quorum in order for the general meeting to validly deliberate and decide on the matters listed in the agenda; resolutions will be passed by the simple majority of the shares present or represented at the meeting. At the annual shareholders' meeting, each share entitles to one vote.

If you cannot attend this meeting and if you want to be represented, please return a proxy, dated and signed to State Street Bank Luxembourg S.A., 49, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, by fax followed by mail until 13 April 2015 to the attention of Mrs. Caroline Dejardin, fax number [+352 46 40 10 413](tel:+352464010413) or by e-mail at : [Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com](mailto:Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com).

Proxy forms may be obtained by simple request at the same address.

**Luxembourg, March 20<sup>th</sup>, 2015**  
**By Order of the Board of Directors**

## UBS ETF

Société d'Investissement à Capital Variable (SICAV)  
Registered office: 49, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg  
R.C.S. Luxembourg: no. B 83626

---

### *FORM OF PROXY*

---

I/we the undersigned, herewith give proxy for all my/our shares of

**UBS ETF** (the "Company")

to the Chairman of the shareholders' meeting with full power of substitution to exercise on my/our behalf the voting rights relating to my/our shares at the Annual General Meeting of the shareholders of UBS ETF to be held in Luxembourg on 15 April 2015 at 11.30 a.m. (Luxembourg time) and at any meeting to be held thereafter for the same purpose, with the same agenda, to act and vote on the matters set out in the following agenda:

### **AGENDA**

1. FOR  AGAINST  Presentation and approval of the Reports of the Board of Directors and of the Independent Auditors;
2. FOR  AGAINST  Approval of the Financial Statements for the accounting year ended 31 December 2014;
3. FOR  AGAINST  Allocation of the results and approval of the dividend distributions by the Company;
4. FOR  AGAINST  Discharge to the Board of Directors in relation to the performance of their duties during the accounting year ended 31 December 2014;
- 5 i. FOR  AGAINST  Re-election of Mr Andreas Haberzeth until the annual general meeting of shareholders to be held in 2019;

5 ii. FOR  AGAINST

Re-appointment of PricewaterhouseCoopers Société Coopérative as Independent Auditor of the Company until the next annual general meeting of shareholders to be held in 2016;

In order to be admitted to the meeting, shareholders must deposit their shares at least five (5) days before the date of the general meeting with State Street Bank Luxembourg S.A.

I/we hereby give and grant full power and authorization to do and perform all and everything necessary or incidental to the exercise of the powers herein specified and we hereby ratify and confirm that said proxy shall lawfully do or cause to be done by virtue hereof.

Signed: \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

Note: If you cannot attend this meeting and if you want to be represented, please return this proxy, dated and signed to State Street Bank Luxembourg S.A., 49, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, by fax followed by mail until 13 April 2015 to the attention of Mrs. Caroline Dejardin, fax number: +352 46 40 10 413 or by email at: [Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com](mailto:Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com).

(訳 文)

UBS ETF

可変資本投資会社 (Société d' Investissement à Capital Variable) (シキャブ)

登録事務所：ルクセンブルク市L-1855 J.F. ケネディ通り 49 番地

RCS ルクセンブルク：B 8326 番

年次投資主総会

UBS ETF (「本投資法人」) の年次投資主総会を、2015 年 4 月 15 日午前 11:30 より、ルクセンブルク市L-1855 J.F. ケネディ通り 49 番地に所在する本投資法人の登録事務所において、下記を決議事項として、開催いたしますので、ご通知申し上げます。

決議事項

1. 取締役会および独立監査役の報告書の発表および承認の件
2. 2014 年 12 月 31 日に終了した会計年度の財務書類の承認の件
3. 本投資法人による業績の配分および分配の承認の件
4. 2014 年 12 月 31 日に終了した会計年度中の取締役会の職務の遂行に関する免除の件
5. 法定選挙
  - i アンドレアス・ハーバーツェト氏の再選 (2019 年開催予定の年次投資主総会まで) の件
  - ii 本投資法人の独立監査役としてのプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブの再任 (2016 年開催予定の次回年次投資主総会まで) の件
6. その他

最新の年次報告書の写しは、本投資法人のルクセンブルクの登録事務所 (通常営業時間内) またはインターネット上の本投資法人ウェブサイト ([www.ubs.com/etf](http://www.ubs.com/etf)) (2015 年 4 月 1 日現在) において、無料で手にいれることができます。

総会にご出席いただく場合は、総会の開催日の少なくとも 5 日前に、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク SA に投資口をお預け下さい。

決議事項に関する総会の有効な審議および決定には、定足数の要件はありません。総会にご出席されている投資主またはその代理人の投資口の単純過半数により決議は可決されます。年次投資主総会においては、投資口 1 口につき、1 個の議決権が付与されます。

ご本人様ではなく代理人によるご出席の場合、委任状に日付を記入およびご署名の上、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク SA、ルクセンブルク市L-1855 J.F. ケネディ通り 49 番地を宛先として、2015 年 4 月 13 日までに、キャロライン・ド・ジャルダン (ファックス番号：[+352 46 40 10 413](tel:+352464010413)) 宛てにファックス (封書で確認) または E メール ([Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com](mailto:Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com)) をお送り下さい。

委任状の様式は、上記住所にご請求いただけます。

2015 年 3 月 20 日、ルクセンブルク市  
取締役会の命による

(訳 文)

UBS ETF

可変資本投資会社 (Société d' Investissement à Capital Variable) (シキャブ)

登録事務所：ルクセンブルク市 L-1855 J.F. ケネディ通り 49 番地

RCS ルクセンブルク : B 8326 番

---

委任状の様式

---

下記署名者は、本委任状により、その保有する UBS ETF (「貴投資法人」) の全投資口について、ルクセンブルク市にて 2015 年 4 月 15 日午前 11:30 (ルクセンブルク時間) に開催が予定されている貴投資法人の年次投資主総会およびその後に当該年次投資主総会と同一目的および同一決議事項をもって開催される総会において、署名者を代理して、署名者の投資口につき、議決権を行使する全権を委任されている投資主総会の議長に、下記決議事項について行為し、議決権を行使する代理権を付与します。

決議事項

- |       |   |                          |   |                          |  |
|-------|---|--------------------------|---|--------------------------|--|
| 1.    | 賛 | <input type="checkbox"/> | 否 | <input type="checkbox"/> | 取締役会および独立監査役の報告書の発表および承認の件   |
| 2.    | 賛 | <input type="checkbox"/> | 否 | <input type="checkbox"/> | 2014 年 12 月 31 日に終了した会計年度の財務書類の承認の件  |
| 3.    | 賛 | <input type="checkbox"/> | 否 | <input type="checkbox"/> | 貴投資法人による業績の配分および分配の承認の件  |
| 4.    | 賛 | <input type="checkbox"/> | 否 | <input type="checkbox"/> | 2014 年 12 月 31 日に終了した会計年度中の取締役会の職務の遂行に関する免除の件                                |
| 5 i.  | 賛 | <input type="checkbox"/> | 否 | <input type="checkbox"/> | アンドレアス・ハーバーツェト氏の再選 (2019 年開催予定の年次投資主総会まで) の件                                 |
| 5 ii. | 賛 | <input type="checkbox"/> | 否 | <input type="checkbox"/> | 貴投資法人の独立監査役としてのプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブの再任 (2016 年開催予定の次回年次投資主総会まで) の件 |

総会において承認されるためには、総会の開催日の少なくとも 5 日前に、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク SA に投資口をお預けいただく必要があります。

署名者は、本委任状に記載する権限の行使に必要となるまたはこれに付随する全ての事項を実行および履行する全権を付与し、本委任状に基づき、当該委任が適法に行為する又は行為されることをここに承認し、確認します。

ご署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_

注：ご本人様ではなく代理人によるご出席の場合、委任状に日付を記入およびご署名の上、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク SA、ルクセンブルク市 L-1855 J.F. ケネディ通り 49 番地を宛先として、2015 年 4 月 13 日までに、キャロライン・ド・ジャルダン（ファックス番号：+352 46 40 10 413）宛てにファックス（封書で確認）または E メール Luxembourg-Domiciliarygroup@statestreet.com をお送り下さい。